# 【様式４－２】

XX医研開第XXXX号

令和　年　月　日

課題管理番号：

所属機関

役職　　　　　　殿

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

　　　理　 事 長　　　 　三　島　　　　良　直

革新的研究開発推進基金補助金

補助事業計画変更承認及び変更交付決定通知書

　令和　年●月●日付■■医研開第▼▼▼▼号で交付決定した革新的研究開発推進基金補助金については、令和　年○月○日付《文書番号》の申請に基づき、補助事業計画変更申請について承認するとともに、交付決定通知の内容の一部を以下のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業名

橋渡し研究プログラム

（プログラム名：大学発医療系スタートアップ支援プログラム）

1. 補助事業課題名

□□□□

1. 交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、取扱要領第３条第1項第2号に定める補助事業であり、その内容は令和　年○月○日付《文書番号》補助事業計画変更申請書記載のとおりとする。
2. 補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該額は、本決定に基づき交付する補助金の上限額であり、具体的に支払われる額は別紙に基づき定められるものとする。なお、補助事業計画の変更に伴い補助事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、当該額は別に通知するところによるものとする。

　　既配分額　　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円

　　今回変更額　　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円

　　改配分額　　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円

５．補助金の額の確定は、取扱要領第19条第1項定める交付額の算定方法により行うものとする。

６．補助事業を実施する事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令及び革新的研究開発推進基金補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところに従わなければならない。

７．この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における取扱要領第７条の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、交付決定通知日から起算して１５日以内とする。

８．補助金の交付の条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。（特に条件を附す場合のみ記載）

９．その他（特に条件を附す場合のみ記載）

以上